

玄透即中開版『永平高祖普勸坐禪儀』について

秋津 秀 彰

一、問題の所在と研究の目的

本稿では、永平寺（福井県吉田郡永平寺町）五十世玄透即中（洞宗宏振禪師、一七二七～一八〇七）が開版した、『普勸坐禪儀』・『普勸坐禪儀撰述由来』が収録されている経本『永平高祖普勸坐禪儀』（以下、玄透本）について考察する。『普勸坐禪儀』は、宋より帰朝した道元禪師（一一〇〇～一一五三）が、嘉祿三年（安貞元年、一二二七）に著した、坐禪の儀則・作法を示したもので、これに先立って著した『普勸坐禪儀撰述由来』、また寛喜三年（一二三一）に著した『弁道話』とは、道元禪師が入宋して学び得た、「仏家の正法」（『弁道話』）としての「坐禪」を様々な角度から説き示した、道元禪師最初期の著作であるという点から見ると、一体の著作として理解されるべきものである。さらにこれらは、その後著された『正法眼蔵』「坐禪箴」・「坐禪儀」巻等も含めて、道元禪師の宗旨を支える根幹書であると言える。『普勸坐禪儀』撰述の理由については、江戸時代の曹洞宗を代表する宗学者である面山瑞方（一六八三～一七六九）が、『僧堂清規行法鈔』（以下、『行法鈔』）五「坐禪法」において、

諸清規及諸録ニ、坐禪儀ト銘ト箴ト歌ナドモ出タリ。共ニ正伝ノ家訓ニ合セズ。ユヘニ祖師、別ニ普勸坐禪儀、マタ弁道話、マタ仮字ノ坐禪儀、坐禪箴等ヲ撰セラル。仏祖ノ要機未曾有ノ大法ナリ。児孫晨昏參熟シテ、慢易

ナルベカラズ。余祖意ヲ述シテ、自受用三昧ヲ説ク。初心ハヨムベシ。(『曹洞宗全書』(以下、『曹全』)清規二〇五頁、句読点筆者、以下略)

と述べている通り、長蘆宗蹟撰「坐禪儀」等が存したが、「雖順百丈之古意、少添蹟師之新条。所以略有多端之錯、広有味没之失」(『普勸坐禪儀撰述由来』)ようなものであったため、改めて「正伝ノ家訓」を説く必要があると判断したという事情もあった。そして嘉祿三年に撰述され、天福元年(一一三三)に清書された『普勸坐禪儀』は、「坐禪儀」巻等を踏まえつつ、後に流布本『普勸坐禪儀』へと書き改められ、この流布本が玄透本に収録されている。

これを踏まえつつ、玄透の主要な業績を挙げると、仏眼寺(大阪府豊中市)住持中には、天明七年(一七八七)に『正法眼蔵』「行持」巻を、翌年には『弁道話』の単行本をそれぞれ開版している(共に『永平正法眼蔵寛書大成』(以下、『大成』)四所収、大修館書店、一九七九年二月)。また寛政七年(一七九五)の永平寺普住後には、永平寺伽藍の再整備、寛政八年に『禪苑清規』(宝永六年(一七〇九)刊本)を再刊し、さらに同年に『祖規復古雜稿』(『統曹洞宗全書』(以下、『統曹全』)清規所収)を、文化二年(一八〇五)に『永平小清規』(『曹全』清規所収)をそれぞれ撰述・刊行した上で、これらを実践することを通じた、清規面における古規復古の実現、寛政十年の『改永平寺世牌記』の撰述による「世代改め」の達成、道元禪師五五〇回大遠忌記念事業としての本山版『正法眼蔵』の開版(文化八年刊)などの事業を行っている。

そして、玄透による道元禪師著作の単行本の開版と、それ以降の事績を照らし合わせてみると、「行持」巻の開版は、仏眼寺から円通寺(岡山県倉敷市)に移った後、寛政五年に著した『円通応用清規』(『統曹全』清規所収)の実践、及び翌年の『校訂冠註永平清規』の刊行に始まり、永平寺普住後に大成することとなる古規復古運動に対して、その思想的根拠を与えるためのものであると考えられる。この動きは、古規復古運動の創始者の一人である、円山道白(一一六三六―一七一五)による『正法眼蔵』「安居」巻の開版(貞享元年(一六八四)、『大成』四所収)と、大乘寺(石

川県金沢市)における『榴樹林清規』の撰述(元禄四年(一六九一)頃完成、『曹全』清規所収)・実践と軌を一にしていることからその意図が伺える。そして『弁道話』の開版についても、本稿で紹介する玄透本を考慮することによりその意図が明瞭に理解できるようになるであろう。

以上のような、玄透の業績を取り上げた著作は複数存し、玄透本も、吉川彰準氏によってその存在は指摘されていた。¹⁾しかし、『新纂禅籍目録』(駒澤大学図書館、一九六四年十月、四〇八〜四〇九頁)、『国書総目録』(岩波書店、一九八九年九月〜一九九一年一月)の内容を全て含む、国文学研究資料館作成「日本古典籍総合目録データベース」をはじめとする蔵書目録、桜井秀雄「普勸坐禅儀参究の資料について」(『普勸坐禅儀の参究』、大本山永平寺、一九七四年十一月)、『曹洞宗全書』解題・索引(曹洞宗全書刊行会、一九七八年九月、七六〜七七頁)、『永平寺史』(大本山永平寺、一九八二年九月)等の主要先行研究では紹介されておらず、さらに本稿執筆に当たって、国立国会図書館等の各機関の所蔵資料を改めて検索したが、現蔵者は確認できなかった。このような諸先行研究の状況は、玄透本の現物を直接確認するのが非常に困難であることから、存在があまり知られていなかったためと思われる。筆者は先日、本書をインターネットオークションにて購入することができ、またその内容の検証を通じて、『普勸坐禅儀』、『普勸坐禅儀撰述由来』に関する諸説が修正可能であると判断した。そのため本稿ではまず、玄透本の史料紹介を通じて、その歴史的意義について考察しつつ、本書の内容から明らかになった諸点について検討する。

また玄透本は、拙稿『普勸坐禅儀』の訓読の歴史について(一)、『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第四十七号、二〇一五年五月)において、未了の課題とした点についても示唆を得ることのできる文献であった。つまり、(1)『普勸坐禅儀』が読誦經典としての地位を得た時期はどこまで遡れるのか、(2)現在の『普勸坐禅儀』の訓読が一定しない理由は何か、(3)その訓読がおおよそ確定した時期はいつ頃で、誰の手によるものなのか、という問題である。この内、(1)については、『明治校訂洞上行持軌範』(曹洞宗務局、一八八九年八月)が現状における確実な上限であると

し、前稿に補足するならば、現在行われている、僧堂において、夜坐中に読誦するという方法も本書に見られるものである（上巻一五丁表）。また(2)・(3)に関しては、発刊後にその存在を知った、明治十一年（一八七八）十二月に曹洞宗務局が頒布を開始した、『曹洞教会々衆日課誦經』にその理由があると考えている。つまり、例えば『參同契』・『宝鏡三昧』の訓読は、細かい読み癖を除けば、現在のほぼ全ての經本において一定であるが、それは『曹洞教会々衆日課誦經』にこれらが掲載されていたためであり、逆に『普勸坐禪儀』は掲載されていなかったために一定ではない、という仮説である。しかしこの仮説は、その現物を見るまで検証できないことから、その発見を期して保留としていた。しかし、今回玄透本を入手したことに伴い、特に(1)について見直しが求められることとなったので、研究の途中経過として、(1)と(3)についても言及する。そのため、本稿は前稿の続編としての位置付けもある。

二、玄透本の書誌情報

本節においては、筆者が所持する玄透本の書誌情報を一括して示しておく。それを踏まえつつ、以下の各節において、それを補足・説明する形で論を進めていきたい。また玄透本の全体像や本文については、本稿末の【翻刻】玄透即中開版『永平高祖普勸坐禪儀』及び【写真】玄透即中開版『永平高祖普勸坐禪儀』をご参照頂きたい。

内題・外題…共に「永平高祖普勸坐禪儀」。外題題簽は玄透の筆跡。

装丁…折本。四紙継紙、七折十六面。縦18.0 cm × 横7.4 cm。一紙目6.2 cm、二紙目50.5 cm、三紙目51.8 cm、四紙目6.2 cm。
本文…每半折四行、十五文字。界高16.5 cm。楮紙、雲母引き。

刊行年・刊行者…寛政十二年（一八〇〇）六月、大江玄龜（生没年不詳）刊。

収録資料・『普勸坐禪儀』(一〇折)、『普勸坐禪儀撰述由来』(一四〇折)、大江玄龜識語(一七折)、「可発菩提心事」(紙背一〇折)、「陪庵養門法系」(仮称、紙背一〇折)。この内、『普勸坐禪儀』には若干の書き込みあり、『普勸坐禪儀撰述由来』は玄透の筆跡、紙背文書は書写されたもの。旧藏者・陪庵養門(一八七五)、安善寺(新潟県長岡市)再中興二十三世⁴裏表紙に「安政三辰年」(一八五六)の墨書があるため、入手はそれ以前と推定される。

三、装丁について―「読誦經典としての『普勸坐禪儀』」の成立と関連して―

玄透本の最大の特徴は、装丁そのものであるとすることができる。なぜなら、読誦の際に用いる経本として、非常に適した大きさであるためである。例えば、現在永平寺で『普勸坐禪儀』を読誦する際に用いる経本『永平高祖御垂訓』は、縦17.6cm×横7.6cmであり、玄透本とほぼ同じ大きさである。

玄透本以外の、江戸時代に刊行された流布本『普勸坐禪儀』としては、以下のものを挙げることができる。

- ・寛永年間(一六二四〜一六四三)他刊『永平元禪師語録(永平略録)』所収本。
- ・寛文十三年(延宝元年、一六七三)刊『永平広録』八(法語)所収本。
- ・文政十年(一八二七)以前刊『吉祥山永平寺寮中清規』⁵所収本(経雲堂刊、『衆寮箴規』・『対大己五夏闍梨法』・『龜鏡文』・『信心銘』・『參同契』・『宝鏡三昧』と合刻)。

・文政十年刊『永平弁道法』所収本(梅華堂刊、『弁道法』・『赴粥飯法』・『坐禪箴』〈道元禪師撰〉と合刻)。
 ※唯一成允(一七八八〜一八六一)が、『吉祥山永平寺寮中清規』に倣って刊行したもの。

・宝暦七年(一七五七)刊、面山瑞方『普勸坐禪儀聞解』(大成)十七所収)。

・宝曆九年刊、指月慧印（一六九八～一七六四）『普勸坐禪儀不能語』（大成）十七所収）。

・その他、『永平略録』・『永平広録』の注釈書。

近世における『普勸坐禪儀』の刊行は、『永平広録』等の他の著作の一部として、あるいは複数の著作と共に刊行されたものか、それらの注釈書のいずれかであり、装丁は全てが一般の袋綴本である。この中でも、『吉祥山永平寺寮中清規』（埼玉県立図書館請求記号・藜1288/二）、縦16.1cm×横11.2cm）・『永平弁道法』（駒澤大学図書館請求記号・H162/23、縦15.9cm×横11.1cm）は袖珍本に分類される大きさの本であるが、その刊行の目的は、『永平弁道法』「後序」に、「但其冊子大、而不便行李。先是衆寮清規（マ）小冊別行、衆皆便之。今又刻此二法以貽同志、亦謀其便也」と見える通り、携行に不便であることから、それを解消するためであり、また『普勸坐禪儀』を「今附刻、參学高流俱奉持一本、時々鑑行焉」とあるように、内容の参究と実践が主眼に置かれたものであるが、その参究方法は、一般的な黙読によるものであると考えられる。

これらに対して、折本形式のものとしては、嘉永五年（一八五二）、道元禅師六百回大遠忌に際して、永平寺に天福本『普勸坐禪儀』を寄贈した古筆了伴（一七九〇～一八五三）が、古筆了仲（一八二〇～一八九一）と共に刊行したとされる、天福本『普勸坐禪儀』の複製本がある（駒澤大学図書館請求記号：18884/1261）。しかし、本書は原典に倣って、訓点等が一切付されていないことを考慮すると、読誦に用いることを前提としたものではないと考えられる。

また、玄透本を踏まえることで、先述の『明治校訂洞上行持軌範』の記載の意味が明確になる。その該当部分には、「○拳経ノ法（中略）坐禪儀○普勸坐禪儀ト拳ス」永平高祖云ト拳ス可ラス」（下卷一三丁裏）とある。これは、当時『普勸坐禪儀』を読誦する際に「永平高祖普勸坐禪儀」と拳経する事例があったための記載と考えられ、読誦の際に用いていた何らかの資料中の記載を踏まえたものと推定される。しかし、前掲の諸刊本の中にはこの書名を用いて

いるものは見当たらないが、玄透本は前節で記した通り、内題・外題共に「永平高祖普勸坐禪儀」である。そのため、『明治校訂洞上行持軌範』では、『普勸坐禪儀』を誦する際に用いられていた玄透本の記載を念頭に、挙経の際の注意点を記していると考えられるのである。⁶⁾

では、玄透の時代において、『普勸坐禪儀』はどのような状況において誦されていたのであろうか。本稿では、『永平寺史料全書』文書編三（大本山永平寺、二〇一八年十二月。以下、『文書編』三）に十九点が収録されている、永平寺の校割帳からそれを探ってみたい。現在永平寺には、江戸時代後期から明治期にかけての校割帳が所蔵されている。校割帳とは、住持の交代に際して、個人の私物と寺院の公共財産を分別し、寺院財産を次代に正確に引き継ぐために作成される目録である。詳細は『文書編』三の解説を参照されたいが、江戸時代後期の永平寺においては、副寺寮・知客寮等の寮舎毎に、それぞれが管轄する施設に所蔵される什器の一切を書き上げ、次代に引き渡している。

これらの内、『校割帳 知客寮（文化十一年）』の「仏殿之部」に、「一、普観坐禪儀 六卷 八十九」（『文書編』三・三二二頁）とあり、この記載は『校割帳 知客寮（文政元年）』（同前三六四頁）、『校割帳（文政八年）』（同前四三三頁）、『校割帳（弘化二年）』（同前五二二頁）にも確認できる。文化十一年の『校割帳』は、永平寺五十二世独雄宣峰（？～一八三五）代に作成されたものであること、さらにその頃には、先述の天福本の複製本は刊行されていないことから、この「普観坐禪儀」は玄透本である可能性が高い。そして「仏殿之部」には、「一、日課回向本 一卷 八十五」（文化十一年本、同前三二二頁）や、「一、誦誦中音牌 二枚 百七」（文政八年本、同前四三四頁）のような記載が確認できるので、少なくとも仏殿において、何らかの經典の誦誦が行われる機会があったと考えられる。『普勸坐禪儀』以外に、誦誦用の経本の可能性もあるものは、「普観坐禪儀」に続いて記される、「一、発願文 四卷 九十一」・「一、祇園正儀 五十卷 九十一」である。玄透は寛政四年に「祇園正儀」を刊行し、またそれとは別に寛政八年に「発願文」の折本が刊行されているため、これらも玄透本と共に仏殿に安置されていたのであろう。さらに『普

勸坐禅儀・「祇園正儀」・「発願文」は、全て本節の冒頭で挙げた『永平高祖御垂訓』に収録されて¹¹おり、そのことからも、読誦に用いられていた可能性が高いと言える。

続いて、『普勸坐禅儀』が仏殿に置かれていたこと、また『普勸坐禅儀』を読誦することの理論的根拠について検討していく。それは、本稿冒頭で示した面山『僧堂清規行法鈔』一「日分課誦回向文」であり、「普勸坐禅儀（粥了無諷經、則禺中誦之。若晡時放參、則誦之亦好（粥了諷經無きときは、則ち禺中に之を誦す。若し晡時放參なれば、則ち之を誦すも亦た好し）」（曹全『清規六五頁、へ〕内は割注）の記載である。この『行法鈔』の記事は、朝課で行う祠堂諷經と、日中で行う仏殿諷經における回向文の間に見られることから、基本的には、朝課において、祠堂諷經に引き続いて『普勸坐禅儀』を読誦することを定めていたと推定される。さらに、もし朝課が無い場合は日中諷經の際に読むと定め、また晩課の際に読誦するの¹²もまた良いとされていることから、一日に必ず一回は読むことを求めているのである。そして「日分課誦回向文」は、粥了諷經は仏殿諷經より始まり、さらに禺中諷經は仏殿諷經のみであることから、朝課・日中諷經共に仏殿で行うこととしていたと考えられる。以上を整理すると、玄透後の永平寺において『普勸坐禅儀』を読誦する場合は、仏殿において、主に朝課・日中諷經の際に読誦されていたと推定されるのである。これは先述した、僧堂において、夜坐中に読誦するという現在の方法とは全く異なっている。

さらに、面山が一日に必ず一度は『普勸坐禅儀』を読むことを定めている理由について確認する。『行法鈔』の解説・考証編である、『洞上僧堂清規考訂別録』二「日分課誦考訂」に、

コノ鈔ニ普勸坐禅儀ヲヨムハ、永平祖師、伝法帰東最初ノ述作ニテ、仏祖正伝ノ坐禅ヲ始テ日本ニ流通セラルル本意ヲアラハサル、西来祖道我伝東トアルハ、コノ旨ナリ。普勸ノ二字ハ、五百年以来ノ児孫、我輩ヘノ直至ニシテ、今日洞下ノ僧一人モコノ二字ヲ戴カザルハナシ。コノ大慈大悲ヲ忘テ、或ハ心ニウケガワズ、別ニ他義ヲ修行セン人ハ、一向ニ他派ニ衣ヲ易テ、ソノ祖師ヲ荷担セラレテヨシ。実ニコノ坐禅儀ハ、仏祖ノ要機ニテ、他

門二類ナキ無上甚深ノ三昧、壁觀ノ妙訣ナリ。ユヘ二日日ニヨミテ、妙旨ヲ証契シ、祖恩ヲ報ズベシ。(『曹全』清規二三七頁)

とあるように、『普勸坐禅儀』を日々読誦することで、その宗旨を理解し、実証しつつ、祖師の報恩を行うという目的があつてのことであると考えられる。さらに、面山が『普勸坐禅儀』にこのような位置付けを与えたのには、『普勸坐禅儀開解』等の撰述を通じた、『普勸坐禅儀』に対する深い参究が背景にある可能性もある。¹¹⁾

玄透と面山の関係については、

玄透の古規復古運動は玄透以前の宗学者が思想として表明していたことを、永平寺住持という位置において末派に号令したものに過ぎなかった。面山等の古規復古思想は、すでにこれを実現する人を待っていたのであつて、このことは玄透自身も認めていることである(『祖規復古雜稿』)。(鏡島元隆『道元禪師思想のあゆみ』三 江戸時代「総説」、吉川弘文館、一九九三年七月、一三頁)

と指摘されているように、玄透の復古思想の淵源は面山に求められるのであつて、『行法鈔』に記される規則をそのまま永平寺に導入したとしても大きな疑問は生じない。しかし、『永平小清規』には『普勸坐禅儀』を読誦することは規定されていないため、それを宗門一般に幅広く求めていたかについてはやや疑問の残る点もある。しかし、玄透が永平寺において、面山の定めた『普勸坐禅儀』の読誦による内容の参究を実現し、また後述する『普勸坐禅儀撰述由来』の翻刻文を訂正の上、改めて紹介するという目的も兼ねて、玄透本を開版したのではないかとも思われる。

以上のような点を考慮すると、玄透本は、読誦を前提に出版されたものであると言え、その目的は、読誦を通じた内容の参究であると考えられる。そのため玄透本は、敢えて折本という形式で出版されることとなったのである。さらには、同じく仏殿に置かれていた他の玄透の出版書との関係から、成立過程が明確には判明していない『永平高祖御垂訓』にも関連して、興味深い内容を持っている。

四、本文・旧蔵者について―巨海東流との関係を中心に―

前節を踏まえつつ、玄透本に掲載されている『普勸坐禪儀』の本文について検討する。本稿では、前掲拙稿「『普勸坐禪儀』の訓読の歴史について(一)」の〈資料二〉『普勸坐禪儀』諸本訓読比較(以下、本節における本論文からの引用は頁数のみ記し、丸数字は〈資料二〉で付した通し番号を指す)にて挙げた『普勸坐禪儀』の主要な訓読資料、また巨海東流の著作との比較を中心に進めていきたい。

まず、玄透本と主要資料の差を確認してみると、玄透本は、『普勸坐禪儀聞解』の本文・訓読に類似している部分が多い。『普勸坐禪儀聞解』の影響については、次節で述べる『普勸坐禪儀聞解撰述由来』の翻刻文からもその影響が見て取れるため、基本的にはそれに依りつつ、自身の見識を勘案して訓読を作成していったのであろう。また玄透本は、他本と比べて、訓読が詳細に記されており、どのように読むべきか迷う部分が少なくなるように配慮されているのも特徴であると言え、それは本書を読誦に用いていたことを補強することとなると思われる。

文字の異同について見ると、例えば「②大都、不離当処兮、豈用修行之脚頭者乎」(一七六―一七八頁)の傍点部が「太都」となっているのは、玄透本と『聞解』のみである。また、「⑫舌掛上腭、唇齒相着、目須常開」の「着」が「著」になっているのは、玄透本・門鶴本系諸本及び『聞解』・『普勸坐禪儀不能語』に限られるが、これについても『聞解』の影響と見るべきであらう。

諸本とは異なる玄透本の読み方は二点あり、まず「③拳衝天之志氣」を「衝天の^志氣を^志拳るに」としている点で、他本の大半は「拳ぐ」か「拳るも」である。また「④面壁九歳之声名尚聞」を「面壁九歳之声名尚を聞く」としているが、他本は「聞ふ」か「聞ゆ」のいずれかである。これらについては、江戸期に刊行された諸本とも異なり、現行

本でおおよそ採用されている読みとも異なっている。そのため、玄透本の読みが、そのまま『永平高祖御垂訓』等の現行本に受け継がれているということではなく、恐らく近代以降に、それ以外の様々な史料を勘案しながら新たに策定されたものと推定され、その具体的な時期の特定については今後の課題となる。また後筆ではあるが、「寛繫衣帯可令齊整」(一九二～一九四頁)の「寛」に対して、「ヒロ」という注記が付されている。これは梅峰竺信(一六三三～一七〇七)撰『永平元禪師語録雋原』に見られるものを受けたものと考えられ、現行本とは異なる特異な読み方をしていた事例として注目される。

またこれに関連して、本書の紙背文書について検討しておきたい。本書の紙背には、「永平高祖発菩提心」として『学道用心集』「可発菩提心事」が十折に渡って書写されており、さらにこれに続く二折に、道元禪師から陪庵に至るまでの法系が記されている。「永平高祖発菩提心」は、前節で取り上げた『校割帳 知客寮(文化十一年)』にも、「承陽庵之部」に「一、発菩提心文 五十卷 九十六」(『文書編』三・三一七頁)とある。これも、寛政八年に玄透が永平寺蔵版として開版した、「永平開山発菩提心文」の折本(十折)の存在が指摘されており(『永平寺史』一〇七九頁)、玄透はこれもまた読誦すると定めたのであろう。特に、寛政八年刊本と本書に書写されている「発菩提心」の丁数が一致していることから、その折本を陪庵が書写したのではないかと考えられ、さらにはこれを読誦していた可能性もある。この一方で、書写されている理由については、また別の可能性も考えられる。それは、旧蔵者の師との関係であり、恐らく資料の表題についてはそちらの方が要因として大きいであろう。

本書の旧蔵者は、書誌情報にて述べた、「陪庵養門法系」によって特定できる。その理由は、陪庵の名のみが朱墨・別筆で記されていることから、その箇所のみ、恐らく陪庵の法嗣である安善寺二十四世大法黙通(？～一八九六)によって補筆されたと考えられるためである。そしてこの法系の記事により、「永平高祖発菩提心」が書写されている、もう一つの可能性を挙げることができる。それは、陪庵の嗣法師が、江戸時代後期の有力な宗学者である巨海東流

(一七七九)一八五三、大聖寺(長野県飯山市)十七世、常安寺(三重県鳥羽市)二十世、豪徳寺(東京都世田谷区二十二世)であるためである。

巨海は多くの注釈書を撰述・刊行しているが、その中に『永平高祖発菩提心』(天保十五年(一八四四)刊、『曹全』注解四所収)を称する著作があり、本書に書写されている部分に対して注釈を施している。また、駒澤大学図書館には巨海の撰述した『普勸坐禪儀弁抄』の写本が複数部所蔵されており、これとも関係がある可能性がある。

玄透本とこれら巨海著作の内容を比較してみると、まず『普勸坐禪儀』本文について、巨海の序文を有する『普勸坐禪儀弁抄』(駒大図書館請求記号：H131.1/27)及び『普勸坐禪儀弁解』(駒大図書館請求記号：H131.1/2)と比較を行った。前者の『普勸坐禪儀』に対する調点は後筆の可能性があること、後者は調点が殆ど付されていないという問題を考慮しつつ検討すると、後者には一致点が確認できず、前者は本文の文字について、先述の「太都」及び「著」については玄透本と一致したものの、読みに関しては一致しなかった。そのため、参照していた可能性は全く無いということではないが、高くはないという結論としておきたい。また、「永平高祖発菩提心」についても訓読や文字の異同を確認すると、若干の異同や写し間違いが確認されるもの、おおよそ一致していると言って良いであろう。但し、巨海も「永平開山発菩提心文」に依拠して注解を行っている可能性もあるため、現時点では玄透開版本を直接確認できていない以上、確実な所については不明とせざるを得ない。

以上をまとめると、玄透本の『普勸坐禪儀』の本文・訓読については、『普勸坐禪儀聞解』の影響が大きく、門鶴本・卍山本『永平広録』等の影響は小さいということになる。また、玄透本の訓読が現代に通ずるものなのかについては、完全には首肯できない部分もあり、今後さらなる検討が必要な課題である。さらに、巨海東流との関係については、今後、所在不明のため未見の資料、あるいは別の資料の発見により結論が変わることを期しつつ、現時点においては、関係がある可能性を指摘するに留めておきたい。

五、刊行年・刊行者・収録資料について

―近代における『普勸坐禪儀撰述由来』の翻刻との関係を巡って―

続いて、刊行年・刊行者及び収録資料について確認していく。刊行年・刊行者は、一七折目にある、「寛政庚申年六月日 越后比丘玄亀敬刻」の識語から判明する。「越后比丘玄亀」は、吉川彰準氏によれば、玄透の法嗣三十三人の一人で、玄透の永平寺住持中に副寺を勤めた大江玄亀（生没年不詳）のことである。住職地は、『曹洞宗全書』大系譜（二三一頁）によれば不明であるが、吉川氏は「越後西徳」及び「越前洞泉」を挙げている。しかし前者は、『延享度曹洞宗寺院本末牒』（名著普及会、一九八〇年八月）による限りでは寺院が存在せず、また後者についても、『曹洞宗福井県寺院誌』（曹洞宗福井県宗務所、二〇〇六年四月）の洞泉寺（福井県敦賀市）の項目（一四〇頁）を参照する限りでは世代に名前が見いだせない。確実な行状としては、玄透開版「行持」巻の開版助縁者の「為全到士（越後）玄亀」（『大成』四・七三六頁）の記載が挙げられるが、さらなる詳細については今後の検討を要する。

そして前掲の識語の前に、「愚按初ノ四圈ハ撰坐禅儀、後ノ三圈ハ旧窠窟ナラシ敷」と玄亀が記しているが、これは『普勸坐禅儀』に続いて収録されている『普勸坐禅儀撰述由来』（以下、『撰述由来』）に対するものである。『撰述由来』は、面山が享保四年（一七一九）正月に含蔵寺（熊本県阿蘇郡高森町）において発見し、後にこの翻刻文を『普勸坐禅儀聞解』（以下、『聞解』）に掲載している¹⁵。玄透本はこれに続くもので、面山以降、近代以前の間を埋める存在であることから、それだけでも大きな意義を持つものであるが、それ以外にも重要な点を二つ挙げる事ができる。

一点目は、『撰述由来』が寛政十二年六月以前から永平寺に所蔵されていたことを証明するということであり、これは面山が永平寺に寄贈したという可能性を補強するものである。そして『聞解』の刊行年及び「予コレヲ感得シテ、

久シク護持ス」の記載を考慮すると、『撰述由来』は、宝曆七年以降、寛政十二年以前に永平寺に収蔵されることになったと言える。二点目は、面山が不明とした四箇所の欠字を、原本を改めて参照の上、初めて推定するなど、現在にも通ずる、面山よりも高い精度の翻刻を行ったことである。本稿では、二点目について詳述していききたい。それに先立つて、『聞解』・玄透本及び大久保道舟氏の翻刻を対照表として示しておく。

『聞解』	玄透本	『旧大久保本』
<p>教外別伝正法眼蔵、吾カ朝未ニ嘗テ得レ聞コトヲ、矧ヤ坐禅儀、則チ無シ今マ伝コト矣、予○嘉禄中從ニ宋土ニ歸ル本国ニ、因ニ有ニ參学一○○○○不レ獲レ已コトヲ、赴テ而撰レス之ヲ矣、昔日百丈禪師、建ニ連屋立ニ連牀ヲ、能ク伝フ少林ノ之風ヲ、不レ同ニ從前葛藤○○○○学者知レテ之ヲ、勿レ混乱スルコト矣、禅苑清規ニ曾テ有ニ坐禅儀一、雖レ順ニスト百丈ノ之古意、少ク添ニ蹟師ノ之新条ヲ所以ニシ、略有ニ多端ノ之錯一、広ク有ニ昧没ノ之失一、不レ知ニ言外ノ之領覽ヲ、何人カ不レ今乃チ拾テ見聞ノ之真訣ヲ、代フル心表ノ之稟受ニ而巳。</p>	<p>教外別伝正法眼蔵吾カ朝未ニ嘗テ得レ聞コトヲ矧ヤ坐禅儀ハ則チ無シ今マ傳ルコト矣^①予先嘉禄中從ニ宋土ニ歸ル本國ニ因ニ有ニ參学一請○○○○不レ獲^②赴テ而撰レス之ヲ矣昔日百丈禪師建ニ連屋立ニ連牀^③ヲ能ク伝フ少林ノ之風不レ同ニ從前葛藤^④○○○○学者知レテ之ヲ勿レ混乱スルコト矣^⑤禅苑清規曾テ有ニ坐禅儀一雖レ順ニスト百丈ノ之古意ニ少ク添ニ蹟師ノ之新条ヲ所以ニシ略有ニ多端ノ之錯一広ク有ニ昧没ノ之失ニ不レ知ニ言外ノ之領覽ヲ何人カ不レ違今乃チ拾テ見聞ノ之真訣ヲ代フル心表ノ之稟受ニ而巳</p>	<p>教外別伝。正法眼蔵。吾朝未ニ嘗得レ聞。矧坐禅儀。則無今伝一矣。予^①先嘉禄中。從ニ宋土ニ歸ニ本國一。因有ニ參学請一^②ニ^③不レ獲レ已^④赴而撰レ之矣。昔日百丈禪師。建ニ連屋連牀一。能伝ニ少林之風一。不レ同ニ從前葛藤^⑤一。学者知レ之勿ニ混乱一矣。禅苑清規。曾有ニ坐禅儀一。雖レ順ニ百丈之古意。少添ニ蹟師之新条一。所以略有ニ多端之錯一。広有ニ昧没之失一。不レ知ニ言外之領覽一。何人不レ違。今乃拾ニ見聞之真訣一。代ニ心表之稟受ニ而巳。</p>

※それぞれの典拠は以下の通りである。『聞解』：『大成』十七・六四〇頁、玄透本：本稿末尾の全文翻刻を転載、『旧大久保本』：大久保道舟編『道元禪師全集』（春秋社、一九三〇年十二月）七七四頁。

旧字は新字に改め、玄透本は底本に句読点が無いため付さなかった。

『撰述由来』の原本は、面山時点からすでに損傷が著しかったため、文字が不鮮明な部分が複数あり、それをどのように理解するかには諸説ある。¹⁶『撰述由来』の本文に関する問題を本格的に取り上げた研究として、伊藤秀憲氏の「普勸坐禅儀撰述由来」について（『道元禪師研究論集』、大本山永平寺、二〇〇二年八月。以下、「伊藤論文」）及び『現代語訳 道元禪師全集』第十四卷（春秋社、二〇〇七年十二月）の伊藤氏担当があり、本稿では主に前者を参照しつつ、必要に応じて後者で補いながら進めていきたい。

伊藤氏を取り上げている、判読が困難、あるいは解釈が分かれる箇所は、対照表中の傍線①から⑤で示した、特に『聞解』が不明字として「〇」にしている所である。これらの内容を比較し、さらに伊藤氏の見解を加えて箇条書きで記すと、以下の通りである。

- ①②：『聞解』がそれぞれ不明としている部分について、玄透本・『旧大久保本』・伊藤氏は、①は「先」、②は「撰坐禅儀」と推定し、さらに②の「撰」の前に「請」を入れているが、これらは全て同一である。しかし伊藤氏は、①の残された部分のみから、「先」と読むのは困難であるとしている（『伊藤論文』一一二頁）。
- ③：『旧大久保本』のみ「立」を除いている。筆者の所持する玄透本ではこの部分は欠損しており、残存部分から判読することもできないが、一行当たりの文字数から推定した。伊藤氏は、「立」を入れる方が良いとしている。
- ④：『聞解』・玄透本は不明字数を三文字とし、『旧大久保本』・伊藤氏は二文字とするのは相違するが、文字の推定に関しては、玄透本は「旧窠窟」、『旧大久保本』・伊藤氏は「旧窠」としており、ほぼ同一と言える。

⑤：『聞解』が不明としている部分について、伊藤氏は、「文字そのものは比較的是つきりしているが、くずし字であるからこれをどう読んだらよいのか分からなかったのであるう」（『伊藤論文』一一五頁）としている。これに対して、玄透本は「違」、『旧大久保本』は「達」としており、それぞれ異なる。伊藤氏は、橋本恵光氏の「迷」及び橋本氏・博林皓堂氏の「違」とする説を紹介しており、この両者から、意味では甲乙つけ難いため、最終的に筆跡を考慮して「迷」を採用している。このように、この箇所は、④の文字数と共に、それぞれの見解の相違があり、諸説あつて一定しない状況である。

この比較から玄透本を位置付けると、特に④から分かる通り、『聞解』を踏まえつつ、それを修正しながら翻刻文を作成したものと思われ、その結果、現在の翻刻文に非常に近いものとなっている。そして、この関係は『旧大久保本』にも言え、『聞解』に加えて玄透本を参照しつつ、翻刻文を作成したのではないかと推定されるのである。これをさらに詳しく論ずるに当たって、『撰述由来』の翻刻に関する旧来の説を確認していきたい。

伊藤氏によれば、『聞解』に見える四箇所欠字部分を初めて補ったのは、稲村坦元・大久保道舟編『禪苑墨華』（禪苑墨華刊行会、一九二五年二月）の解説である。その翻刻文では欠字はそのままとなっているが、解説文ではそれを補った状態で書かれており、『旧大久保本』にもそれと同一の傍注が記されている。そしてこれらの補いは、両者の編者、つまり大久保氏の推定によるものであると結論付けている（『伊藤論文』一一三―一一四頁）。加えて、大久保氏が後に編集した『道元禪師全集』下（筑摩書房、一九七〇年五月。以下、『新大久保本』下）の、「禪師ノ真筆本（永平寺所蔵）ヲ底本トシ、剥落ノ欠字ハ面山（瑞方）ノ訂補ニヨotte傍記シタ」（六六頁）の脚注を考慮しつつ、

大久保博士は、面山本を参考にして本文を解説し、面山が不明とした箇所も読み解いたものであるが、依然不明なまま二箇所は残ったのである。その不明箇所六文字は、大久保博士が推測されたものと思われる。或いは、博士がご覧になった『聞解』等の資料に、後人のそのような書き込みがあったのかも知れない。（『伊藤論文』

一一四頁)

とし、さらにその注に「(7) 河村孝道博士によると、大久保博士は何かをご覧になって補われたものであろうとのことである」(『伊藤論文』一三三頁)とある。以上の伊藤氏・河村氏の説について、補足しながら論を進めていく。

まず、「博士がご覧になった『聞解』等の資料」について述べておく。大久保氏の旧蔵書や『道元禪師全集』・『曹洞宗全書』等の編集に使用された資料の一部は、現在、福井大学総合図書館が「道元文庫」として保管している。その中に、大久保氏の旧蔵書の可能性がある「普勸坐禪儀聞解」(請求記号D999)が確認できる。本書について、福井大学総合図書館に書き込み等の有無を問い合わせた所、圈点や改行(段)マークが赤色で付されている箇所が所々確認できるものの、文字の書き込みは確認できないとのことご教示を頂いた。大久保氏は、訓読に関しては『聞解』を受けている部分が多いため、参照しているのは間違いないと思われる。しかし、少なくとも大久保氏が所蔵していた『聞解』には、不明字の読解に際して参考となる記載は無いため、別の資料を参照したということになる。

続いて、河村氏の説について、その具体的な根拠は示されていないが、それについて筆者の所見を示すことで補いつつ、大久保氏が参照した「何か」が玄透本である可能性が高いということについて論じてみたい。そのように推定される理由とは、大久保氏は、何らかの典拠に基づいて本文を補っている場合でも、それを明確に示していない事例があるためである。それは、十二巻本系『正法眼蔵』「三時業」巻において確認することができる。

大久保氏は、『道元禪師全集』上(筑摩書房、一九六九年五月。以下、『新大久保本』上)における十二巻本系「三時業」巻の脚注で、「本書ハ光本ノミデ、対校本ガナイタメ、「本」ヲ参看シツツ、編者ノ判断ニオイテ校訂シタ」(六八二頁)と述べ、この本文は永光寺(石川県羽咋市)に所蔵される十二巻本(『大成』一所収)以外には存しないため、それを底本とし、校訂については、本山版『正法眼蔵』を参照しつつ、自身の見識において行ったとしている。その結果、『新大久保本』上には複数の校異が記されているが、この脚注では説明しきれない箇所がある。それは、「四禪

比丘、臨命終のとき、謗仏せしによりて、四禪の中陰かくれて、阿鼻獄の生相たちまちに現じてすなわち命終し、阿鼻地獄に墮せり」の傍点部を、「原、ナシ」として補っている部分である（『新大久保本』上・六八七頁）。確かにこの傍点部は、底本には記されていない（『大成』一・八五四頁）。しかしこの文は、本山版が基づいた六十巻本系「三時業」巻では、「四禪比丘、臨命終のときに、謗仏せしによりて、阿鼻地獄におつ」（『新大久保本』上・六九五頁、底本は洞雲寺〈広島県廿日市市〉本）となっており、傍点部に相当する文は存在しないのである。

大久保氏の脚注に従い、また六十巻本系の本文を参照しただけで判断すると、この傍点部は「編者ノ判断」という私見によって補われたようにも思われる。しかし、実はこの一文には典拠が存在する。それは、底本と共に永光寺に所蔵されている、十二巻本の端本である（『大成』続輯三三所収）。この十二巻本の端本は、第七「深信因果」巻から第十二「八大人覺」巻までの六巻が現存しているもので、完本の十二巻本を補うことのできる唯一の史料であるが、これを参照すると傍点部の文が存するのである（『大成』続輯三・七二二頁）。大久保氏がこの端本も参照していたことを裏付ける資料として、先述の「道元文庫」に、「正法眼蔵…永光寺本…十二巻眼蔵別本／「道元撰」」（請求記号 D31196）が所蔵されていることが確認でき、これは十二巻本の完本を指す「正法眼蔵…永光寺本…十二巻眼蔵／「道元撰」（文安三年写本の複製）」（請求記号 D3119331-3）とは別書誌である。そのため、この十二巻本系「三時業」巻の傍点部は、大久保氏が十二巻本の端本も参照し、それに基づいて挿入したもの²⁰と考えられる。

この検証で、大久保氏が何の理由や根拠も無く『正法眼蔵』の本文を改めている訳ではないということは明らかになったものの、その校異の信頼性を損ねる行為であるため、看過することはできない問題ではある。いずれにせよ、これを踏まえると、先に述べたように、大久保氏は、脚注では挙げていない何らかの史料を参照しつつも、それを明確に記さずに本文を校訂している場合があるのである。そしてこれは『撰述由来』にも適用でき、大久保氏は『撰述由来』の翻刻に当たって、『聞解』だけでなく、玄透本も参照した可能性が非常に高いのではないか。大久保氏は『撰

述由来』の原本も参照しているようなので、③の「立」と④の文字数については、それによる大久保氏の意見であるとしても、それ以外の翻刻に関しては玄透・玄龜の翻刻とほぼ一致しており、不明字の推定が⑤以外は同一であることもその証拠の一つとなるであろう。また、大久保氏が参照したか否かには関わらず、「面山が不明とした箇所」を初めて読み解き、「不明箇所」の六文字」を初めて推定したのは、玄透・玄龜であることは間違いない事実である。玄透本は、そのような重要な諸点が明らかになる典籍であると言える。また、大久保氏が参照したと思われる玄透本は「道元文庫」には所蔵されていないようなので、その搜索は今後の課題となる。²¹

六、結論と今後の課題

以上本稿では、玄透本の紹介を通じて、主にその歴史的意義について考察した。そして玄透本は、面山が定めた、読誦を通じた『普勸坐禅儀』の参究という、新たな手法を玄透が確立させたことを示唆する史料であると言え、さらに近代における『普勸坐禅儀撰述由来』の翻刻に大きく寄与している可能性が高いという結論となった。このことから、玄透本が近現代の行持・宗学に与えた影響は大きいものがあると言えるであろう。また本稿では、先述の通り、玄透と面山との関係から論じることが多かったため、改めて面山が後世に与えた思想的影響、また玄透との関係についても改めて確認することとなった。『行法鈔』で定められた、朝課等における読誦が、『明治校訂洞上行持軌範』では夜坐中の読誦に変化していることについて、その確実な理由・典拠は不明であるが、恐らく行持を整理していく過程で、最も多くの人に参加する夜坐の間に読誦する方が良いと判断され、変更されたのであろう。今後、本稿冒頭で掲げた課題や、本稿中で不明とした諸点について、さらなる検討を行っていきたい。

注

- (1) 吉川彰準『玄透禪師遺墨集』附録「永平五十世玄透即中禪師年譜」(玄透禪師遺墨集刊行会、一九八二年四月)一七三頁、良寛・玄透研究論集(考古堂書店、一九九一年五月)二七〇～二七二頁。後者は前者の改訂版で、若干内容が異なる。
- (2) 玄透の墨跡については、主要なものが『玄透禪師遺墨集』に収録されているほか、近年永平寺にて「天照皇太神宮勸請札」が発見、紹介された(長谷川幸一「天照天満宮調査報告」、『傘松』第八六七号、二〇一五年十二月)。さらに、二〇一八年十一月二十一日、定津院(長野県東御市)に本山版『正法眼蔵』初版本の撮影・調査のため拝登した際に、前掲書に未収録の玄透の墨跡も拝見させて頂いた。
- (3) 玄亀の識語が記載されている面は、玄透本の裏表紙に貼り付けられているため、「愚按(中略)窟歟」の部分が小字であることも考慮すると、多分に謙遜の意志が示されていると言える。本稿執筆に当たって、この部分を剥がして文字を確認したが、写真撮影は困難なため、卷末写真では略した。
- (4) 『曹全』大系譜二四九頁、『新潟県曹洞宗寺院歴住世代名鑑』(新潟県曹洞宗青年会、一九八九年十二月)四五頁。
- (5) 書名は、前付及び『衆寮箴規』部分の版心の記載に依って定めた。『永平弁道法』「後序」が「衆寮清規」と誤って記しているのも、この書名が影響している可能性が考えられる。
- (6) これと似た事例として、尾崎正善氏は、「大乘寺系回向帳」二冊―解題と翻刻―(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二十三号、二〇一八年三月)において、紹介資料中の記載から、江戸時代に「大悲心陀羅尼」を「南無喝囉怛那」と挙経していた事例が確認されたことを踏まえつつ、『明治校訂洞上行持軌範』で「大悲呪○只大悲心陀羅尼ト挙ス」千手千眼観自世普云云又ハ「ナムカラタンノウト挙ス可ラス」(下巻一三三丁表)と定め、「経文の一句目を挙経する形式から、経題を挙経する形式へと宗門での統一が図られたものと想定される」と指摘している(二七一～二七二頁)。
- (7) この解説に補足しておく、『永平小清規』中「寮舍交割什物法」(『曹全』清規三七三頁)にも、校割法に関する記載が確認できる。
- (8) 弘化二年『校割帳』には、天保四年(一八三三)の火災(『永平寺史』一二八二頁)によって焼失

したとする記載が多数確認される。しかし、仏殿は大きな影響を受けなかったようで、被害を受けた建物に移されていたものは「焼失」等と記されているが、そうでないものは「破却」等となっているものが多い。それを踏まえると、『普勸坐禪儀』は別の要因で「紛失」したものと思われる。

(9) 『正法眼蔵』行持一下巻に引用される(『大成』四・七三一～七三二頁)、芙蓉道楷(一〇四三～一一一八)の「夫出家者」で始まる上堂のことで、「米湯の法味」とも呼ばれる。『卍統蔵』一一一所収本の末に、「寛政壬子春二月 遠孫空花庵老比丘玄透 即中薰沐謹書」と識語されており(八五左)、玄透が本書を開版したことが分かる。「行持」下巻では、この一段を「それすなはち祇園の正義なり」で結んでいることから按題されたものと思われるが、玄透以前からの呼称なのかについては不明。ちなみに、『永平高祖御垂訓』には引用文の前後の道元禪師の語も収録されているが、『卍統蔵』所収本には上堂語のみが収録されている点が異なる。

(10) 『永平高祖発願文』のこと。『正法眼蔵』「溪声山色」巻の文を抜粋したもので、伝道元禪師真蹟墨跡が現存する(『道元禪師真蹟関係資料集』、大修館書

店、一九八〇年十一月、五一～五六頁)。『永平寺史』において、「寛政戊午春 江都 関克明書、靈澄印施、井原風刻」の識語がある折本が紹介されており、この内「靈澄」は、本山版『正法眼蔵』「一類明珠」巻に金二朱を助刻していることが指摘されている(一〇七九頁)。

(11) 昭和七年(一九三二)以降、戦前頃までに刊行された『永平高祖御垂訓』(鴻盟社、愛知学院大学横関文庫本、請求記号:横関1888728)には、「発願文」・「発菩提心」・「自受用三昧」・「祇園正儀」のみが収録されており、現行本には収録されていない。『普勸坐禪儀』は収録されていない。そのため、『永平高祖御垂訓』に『普勸坐禪儀』が収録されるようになったのは、現時点では具体的な時期は不詳であるが、恐らく戦後になってからであろう。ちなみに「自受用三昧」は、現行本にも収録されている『弁道話』の抜粋であり、面山の著作ではない。なお、本書には刊行年が記載されていないため、刊行年の上限は、本書の末尾に「印刷製本所 東京市芝区新橋五ノ四 鴻盟社謹製」とある住所表記によって定めた。

(12) 朝課が行われない場合とは、『考訂別録』一「僧堂日分行法次第考訂」に、「古規二粥了二早參ア

(13) レバ朝課ナシ、放參ナレバ朝課アリ」(『曹全』清規二一四頁)とある通り、早參がある場合であり、晩課も同様に、晩參がある場合は行われない。晩課については、『行法鈔』一「日分行法次第教訓」に、

放參ノ式ハ永規委シ。諷經ハ古來楞嚴呪、アルヒハ略施食ヲヨム。施食ノ時、淨器ニ淨飯・淨水ヲ盛テ、如法ニスベシ。怡山ノ願文ヨムハ槩規ナリ。洞下ハ止テ、普勸坐禅儀ヲヨムベシ。総ジテ四弘誓ハ一切菩薩ノ通願ナレバ、兩度ノ布薩ノゴトク、各各常ニ行フベシ。(『曹全』清規五二〜五三頁)

とあり、伝統的な『楞嚴呪』・『略施食』に加えて、『普勸坐禅儀』を読むのが良いとしている。

(14) このような、面山著作と、面山が『行法鈔』で読誦經典として定めた典籍との関係性の可能性については、注(6)と共に、尾崎正善氏よりご教示頂いた。

(15) 面山が『撰述由来』を發見した経緯や、呼称の変遷等については、『永平寺史料全書』文書編一(大本山永平寺、二〇一二年十月)の岩永正晴氏の解説参照(四二〜四五頁)。

(16) 『永平寺史料全書』禅籍編一(大本山永平寺、

二〇〇二年六月)の口絵には、『撰述由来』のカラー写真が掲載されているので参照されたい。

(17) 『伊藤論文』一一五〜一一六、一二二頁。橋本氏の「迷」説は『普勸坐禅儀の話』(大樹寺山水経閣、一九七七年五月)一三頁、「違」説は『普勸坐禅儀講述(第三稿)(未完)』(『聖財書簡』、瑞応寺僧堂銀杏編集室、一九九二年十二月)一九八頁。

また『現代文獻照道元禅師全集』第十四卷(四〇〇頁)では、「違」説に『兩祖大師坐禅聖典』(曹洞宗事務庁教育部、一九五九年三月、二頁)を追加しているが、これに補足しておく、その「後記」に

「樽林皓堂先生に校訂並に訳註等の一切を煩はし」とあることから、樽林氏の説であることが分かる。しかし、樽林氏は『道元禅の本流』(大法輪閣、一九八〇年十月)では『曹洞宗全書』の翻刻を採用している(一〇六頁)。さらに、橋本氏も『普勸坐禅儀講述(第三稿)(未完)』において問題の部分について言及していない。そのため、橋本氏・樽林氏が「違」とした理由は不明である。

(18) この内「改行(段)マーク」については、恐らく『曹全』注解三に本書を収録するに当たって記された、植字の際の改行指示であろう。

(19) 但し、原本には「四禅比丘、臨命終ノトキ、謗仏

セシニヨリテ、四禪ノ中陰カクレテ、阿鼻獄ノ生相忽ニ現ノ即チ命終シ、阿鼻地獄ニ墮セリ」とあり、片仮名や合字だけでなく、漢字で記されている部分を仮名に改めているため、厳密には同一ではない。

(20)

十二巻本の完本と端本を比較すると、例えば「二百八法明門」巻の冒頭部分に、「時兜率陀諸天大衆、聞於菩薩如此語已、及天玉女、一切眷属、皆来聚集、上於彼宮。護明菩薩、見彼天衆聚會畢已、欲為說法」という文があるが、この傍点部は、完本には無い(『大成』一・八六八頁)が、端本にはある(『大成』続輯三・七三九頁)。これについては、典拠である『仏本行集経』六にはこの文がある(『大正蔵』三・六八〇頁中段〜下段)ため、恐らく端本が正しく、その点では端本の方が善本であると評価できる部分もある。しかし、大久保氏はこの文については補っていない(『新大久保

本』上・七一七頁)。その理由は、脚注で「本書ハ永光寺所蔵ノイハユル『十二巻眼蔵』所収ノモノデ、対校本ヲ存シナイ(同前)としているため、最低限の誤字程度しか修正することができなかったためであろう。

(21)

『禪苑墨華』の共編者である稲村坦元氏の蔵書の可能性も考慮したが、埼玉県立図書館(熊谷図書館)所蔵稲村文庫、埼玉県立歴史と民俗の博物館所蔵稲村坦元コレクションについて、それぞれの所蔵資料検索に依って確認した限り、玄透本と目される本は所蔵されていない。

付記

今回の問い合わせに際して、大変丁寧にご対応頂きました、福井大学総合図書館、愛知学院大学図書館、埼玉県立図書館には誌して感謝申し上げます。

キーワード：道元禪師・『正法眼蔵』・『普勸坐禅儀』・『普勸坐禅儀撰述由来』

【翻刻】玄透即中開版『永平高祖普勸坐禪儀』

※字体は新字を用い、訓読文における「シテ」・「コト」等の合字は開いて示した。

改行等は原典に従ったが、本文は追い込みで作成し、改行は「で、改頁を含む改行は」で示した。

■は筆者所持本の欠損箇所、文字数を勘案しつつ、他本より文字を補って傍記した。

『普勸坐禪儀撰述由来』における、不明字を示す○には、末尾の大江玄龜の推定を傍記した。

本文中の後筆と推定される書き込みは全て除き、紙背文書の翻刻は行わなかった。

永平高祖普勸坐禪儀

原ルニ夫レ道本円通争^ト仮ニ修証^カ宗乘自在何^ノ」費^{サシ}功^夫況^ヤ乎全体週^ニ出^ツ塵埃^ヲ兮孰^カ信^{セン}抔^ヲ拭^ク之手段^ヲ太都^ハ不^レ離^レ当^ニ处^ヲ兮豈^ニ用^ル修行^ノ之脚頭^者乎^{ナランヤ}然^{トモ}而毫釐^モ有^レ差^ハ天地懸^隔リ違^ハ順纒^ニ起^レハ紛^ト然^ト失^レ心直^レ饒^ヒ誇^レ會^ニ豊^ニ悟^ニ兮獲^レ瞥^地之智通^得道^明心^兮拳^ニ衝^天之志^氣雖^レ遣^ニ遙^ト於^ハ入^頭之^ニ辺^量幾^シ虧^レ闕^ス於^ニ出身^ノ之活^路一^ヲ矧^ヤ彼^祇園^ノ之^ニ爲^ル生^知兮端^ニ坐^六年^ノ之^ニ蹤^跡可^レ見^ツ少^林之^ニ伝^ハ心^印兮面^壁九^歳之^ニ声^名尚^ヲ聞^ク古^聖既^ニ然^リ今^人盍^レ弁^セ所以^ニ須^ク休^ム尋^レ言^ヲ遂^フ語^ヲ之^ニ解^リ須^ク学^ブ回^光返^照之^ニ退^歩身^心自^然脱^落本^来之^ニ面^目現^前欲^レ得^ニ恁^麼ノ事^ヲ急^メ務^メ恁^麼ノ事^ヲ夫^レ參^禪ハ者^静室^宜焉^飲食^節矣^放捨^諸縁^ヲ休^ニ息^シテ万^事不^レ思^フ善^惡莫^レ管^スル^{コト}是^非停^ニ心^意■^識之^ニ運^転止^ニ念^想觀^ノ之^ニ測^量莫^レ圖^{コト}作^レ仏^ヲ豈^ハ拘^ニ坐^臥乎^尋常^坐处^ニ厚^ク敷^ニ坐^物上^ニ用^フ蒲^団或^ハ結^跏跏^坐或^ハ半^跏跏^坐謂^フ結^跏一^ヲ跌^坐先^以右^足安^シ左^足上^ニ左^足安^シ右^足上^ニ半^跏跏^坐ハ但^以左^足一^ヲ压^ス右^足ノ^上矣^寛ク^繫テ衣^帯可^レ令^ニ齊^整次^ニ右^手安^シ左^足上^ニ左^掌ヲ^安シ^テ右^掌ヲ^上ニ^兩大^指面^テ相^拄矣^乃正^身■^坐不^レ得^ニ左^側右^傾前^ニ躬^後ニ^仰要^レ令^ニ耳^ト■^肩對^鼻与^レ臍^對舌^掛上^ノ脣^唇齒^相著^ケ目^ハ須^ク常^ニ開^ク

鼻息微カニ通シ身相既ニ調テ欠レ氣一息シ左右搖振シテ兀兀ト坐定シテ思ニ量セヨ箇ノ不レ思量一底ヲ不レ思量底如何カ思量セシ非思量此レ乃チ坐一禪ノ之要術ナリ也所謂ニ坐一禪ハ非ス習レ禪ニ也唯是タ也レ安樂ノ之法門ナリ也究二尺菩提ヲ之修証也公案一現成シテ羅籠未到ラ若シ得ハ此ノ意ヲ如ク龍ノ得レ水ヲ■（似虎）■ノ靠レ山ニ當レ知ル正法自現前昏散先撲一■（落）若從レ坐起タ徐徐トシテ動レ身ヲ安詳トシテ而起ハシ不レ心二卒暴ナル嘗テ觀レ超凡越聖坐脫立亡一任スルコトヲ一此ノ力ニ矣況復拈拈スルヲ指竿針槌之轉機拳二弘拳一棒喝之証契未モ是レ思量分別之所能ク解ス也豈為シ神通修証之所能ク知ル也可為シ聲一色ノ外ノ威儀那ソ非ル知見ノ前軌則ニ者ノナランヤ歟一然レ則不レ論上智下愚莫ヤ簡二利人鈍者專一■（ニ）功夫ハ正ニ是レ弁道修証自不二染汚一趣向■（更）是平常者ノナリ也凡夫自界他方西天東一地等ク持シ佛印一ラ擅ニスル宗風一唯務ニ打坐被礙二兀地ニ雖謂二万別千差ト祇管二參禪弁道スヘシ何ソ一抛却自家ノ之坐牀ヲ謾ニ去ニ來他國ノ之塵境ニ若シ錯レハ一步一當面蹉過既ニ得ニ人身ノ之機要ヲ莫レ虛ク度ク光陰一保任ス佛道之要機誰浪リニ樂マシ一石火ヲ加以ス形質ハ如シ草露運命ハ似電光一倏■（忽）トシテ便チ空シ須臾二即失ス冀ハ其レ參學高流久ク習二■（模）象ニ勿レ怪ム真龍精ニ進シ直指端的之道二尊一貴絶學無為之人合二查シ仏ノ之菩提二嫡ニ嗣セヨ祖祖之三味久為ニ恁麼ナルコトヲ須是レ恁麼寶一藏ヲ自開受用如意トナシ

教外別伝（撰坐禅儀）正法眼藏吾朝未ダ嘗テ得レ聞ト知ヤ一坐禅儀ハ則無シ今伝ルコト矣予先嘉祿中從レ宋一土一婦本因二有二參學一請〇〇〇〇不獲一■（巴）赴而撰ス之ヲ矣昔日百丈禪師建二連屋一■（立進）林ヲ能ク伝フ少林ノ之風ニ不レ同二從前葛藤ノ（田樂窟）〇〇〇〇学者知之ヲ勿レ混乱スルコト矣禪苑清規ニ曾テ有リ坐禅儀一雖レ順ニ百丈ノ之古意二少添ワ蹟一師ノ之新条ヲ以テ略有二多端ノ之錯一広ク有二昧一没ノ之失ニ不レ知二言

右高祖真蹟親在当山宝库内
 現永平玄透中識（黒印又則中）
 愚按初ノ四圈ハ撰坐禅儀後ノ三圈ハ旧窠窟ナラン歟
 寛政庚申年六月日 越后比丘玄龜敬刻



【写真】 玄透即中開版『永平高祖普勸坐禪儀』表紙・本文

乎高祖普勸坐禪儀

原夫道本圓通爭假修證宗乘自在何
費功夫況乎全體迥出塵埃兮孰信拂
拭之手段太都不離富貴兮豈用修行

之脚頭者乎然而毫釐有差天地懸隔
違順纒起紛然失心直饒會悟兮

獲譬地之智通得道明心兮舉衝天之
氣雖道塗於入頭之邊量幾虧闕於

出身之活路矧彼祇園之為生知兮端
坐六年之蹤跡可見少林之傳心印兮

面壁九歲之聲名尚聞古聖既然今人
益辨所以須休棄言談語之解行須學

回光返照之退步身心自然脫落本來
面目現前欲得恁麼事急欲恁麼事夫

參禪者靜室宜馬飲食節矣放捨諸緣
木息萬事不思善惡冥冥是非停心意

一過轉止念想觀之測量莫圖作佛

豈拘坐臥乎尋常坐屢厚敷坐物上用

蒲團或結跏趺坐或半跏趺坐謂結跏

趺坐先以右足安左膝上左足安右膝

上半跏趺坐但以左足壓右膝矣實繁

衣帶可令齊整次右手安左足上左掌

安右掌上兩大姆指面相拄矣乃正身

不得左側右傾前躬後仰要令耳

鼻對鼻與臍對臍掛上腭唇齒相著

目須常開鼻息微通身相既調令氣一

息左右搖振元元坐定思量箇不思量

底不思量底如何思量非思量此乃坐

禪之要術也所謂坐禪非羽禪也唯是

安樂之法門也究盡菩提之修證也公

案現成羅籠未到立得此意如龍得水

七靠山當知正法自現則昏散先撲

者從坐起徐徐動身安詳而起不應
卒暴嘗觀起凡越聖坐脫立區一任此
力矣況復拈拍竿鉗鑊之轉機舉拂拳
棒喝之證契未是思量分別之所能解
也豈為神通修證之所能知也可為聲
色之外威儀那非知見之前軌則若歟
然則不論上智下愚莫聞利人鈍者專
力夫正是辨道修證自不滌汚趣向
天下平常者也凡夫自界他方西天東
地等持佛印一檀宗風惟務打坐被礙
凡地雖謂萬別千差祇管參禪難道何
拋却自家之坐牀讓去來他國之塵境
若錯一步當面蹉過既得人身之機要
莫厭度光陰保任佛道之要機誰浪樂
石火加以形質如艸露運命似電光倏
更定王須更即失冀其參學高流久習

多勿性鼻龍精進直指端的之道尊

貴絕學無為之人合求自佛佛之甚菩提

嗣祖祖之三昧久為恣磨須是恣磨寶

藏自開受用如意

教外別傳正法眼藏昔朝寺嘗得聞耶

坐禪儀則無今傳吳子先嘉祿中從宋

土歸本國因有泰學諸。不獲

上而撰之矣昔日百丈禪師建連屋

近將能傳少林之風不同徒前葛藤

。學者知之勿混亂矣禪苑著規

曾者坐禪儀雖頌百丈之古意添讀

師之新條身以略有參端之錯廣者味

沒之失不知言外之須覽何人不違合

乃拾見聞之真訣代心表之宗受而已

石高祖真蹟親在當山空庫內

風永平玄透中識